

生徒指導の源流と訓育概念の形成
— 明治前期の翻訳学校管理法書と discipline —

河合 務

Origins of Guidance and the Concept of Discipline

KAWAI Tsutomu

地域学論集（鳥取大学地域学部紀要） 第15巻 第3号 抜刷

REGIONAL STUDIES (TOTTORI UNIVERSITY JOURNAL OF THE FACULTY OF REGIONAL SCIENCES) Vol.15 / No.2

平成31年 3月 31日発行 March 31, 2019

生徒指導の源流と訓育概念の形成

- 明治前期の翻訳学校管理法書と discipline -

河合 務*

Origins of Guidance and the Concept of Discipline

KAWAI Tsutomu*

キーワード：訓育，生徒指導，翻訳学校管理法書，子ども観

Key Words: Discipline, Guidance, Translated Textbooks on School Management, Childhood

I. はじめに

本稿は、近代教育方法史において教授と対比的に用いられた訓育が生徒指導の源流に位置することに注目し、訓育概念の形成史を辿りながら生徒指導の管理的側面について検討する。近年「ゼロトレランス」「学校スタンダード」「ブラック校則」など管理的な教育への疑問と違和感が論じられている¹。頭髪、制服、携行品、学校生活上の所作等に関する細かな校則やルールの設定に基づく厳格な指導によって子どもたちが苦悩し、また多くの業務を抱える教師を思考停止に追いやっている様子が浮かび上がってくる。これと類似する事態は1970年代後半から80年代にかけての時期にも「管理主義教育」として生徒の人権侵害という問題も含めて批判されてきた²。生徒指導上の厳しい管理の問題は、その根深さゆえ繰り返し社会問題として噴出している。本稿は、この問題の端緒を明治初期の学校制度の確立期にまで遡り得るとの仮説に基づいて、訓育概念の源流に位置すると目される³明治初期の翻訳学校管理法書の生徒管理に関する記述を検討するものである。

訓育概念の形成をめぐるのは、明治初期において「教化」「躰方」「取締」等の訳語をあてられてきたことが知られる⁴“discipline”の意味内容こそが吟味されるべき重要論点である。本稿次節で検討することになるが、箕作麟祥がウィッカーシャムの *School Economy* を翻訳した『学校通論』(明治7年)において“discipline”を「教養」と翻訳・紹介したことは先行研究⁵では見落とされている。その点も含めて翻訳学校管理法書の“discipline”の意味内容を再検討する

余地があると考え。日本教育学会の学会誌『教育学研究』(1980年第47巻第2号、1980年6月)が「現代訓育論」という特集を組んでいたが⁶、この特集に収録されている論文「現代訓育としての生活指導」において竹内常一は、当時の「管理主義的」な生徒指導を「子どもの行為・行動を所与の社会的秩序に閉じ込める」ことを本質とする「権力的統制」として批判している⁷。この論文の英文アブストラクトでは日本語タイトルの「現代訓育」の部分は“Modern Discipline”とされている⁸。

この点では、教育史研究でしばしば参照されてきたミシェル・フーコー『監獄の誕生』(邦訳1977年)で提示された「規律訓練権力(pouvoir disciplinaire)」概念が参照され得る⁹。フーコーの「規律訓練権力」概念は近代以前の「君主の権力」に対置されるものであり、近代社会において兵舎・病院・監獄・工場・学校に取り入れられたとされる。人びとの身体を標的とし、監視を行い、正常化に向けた制裁を行うことなどがこの権力の特徴である¹⁰。もっとも、フーコーは「規律訓練権力」の起源が中世の修道院にあるとも指摘している¹¹。中世における信仰上の共住生活の場である修道院から近代学校の生徒指導に「規律訓練権力」がどのように継承されていったのか¹²。その日本への移入と展開の具体相に関して教育史研究のさらなる探求が求められる。

また、教育史研究において参照されてきたフィリップ・アリエス『〈子供〉の誕生』(邦訳1980年)の第II部「学校生活」の第5章「規律(discipline)の進化」¹³も参考となるが、未だ課題は多い。アリエスの「規律の進化」に関する記述は冒頭から15世紀初

*鳥取大学地域学部地域学科人間形成コース

頭の事例に触れており、14世紀への言及もあることから分かるように中世をも対象に含めた分析を志向したものである。アリエスは、教師の任務が知識の伝達にとどまらず、子どもたちの「精神を形成し、徳を植えつけ、教育する (instruire) とともに陶冶 (éduquer) しなければならない」とする潮流が15世紀に現れ、それ以前の時期との大きな違いを強調している¹⁴。また、アリエスは“discipline”の内実の変化を「絶えざる監視」「密告」「体罰」という3つの要素の絡み合いに着目した分析も試みている¹⁵。こうしたアリエスの分析は、近代学校における生徒管理の萌芽をつかみ出した貴重な先行研究であると評価し得るが、近代学校における生徒指導を領導する概念として“discipline”がどのように磨き上げられていったのかという点については未だ検討課題が残されていると考える。

そこで、西洋と日本において“discipline”=訓育の概念に関する比較史を遂行する契機を得ることを意図して、本稿は明治前期¹⁶に翻訳された欧米の学校管理法書を検討する¹⁷。

なお、引用に際しては、やや煩雑ではあるが必要に応じて原語を付すことで翻訳の特徴を浮かび上がらせることを試みた。

II. 翻訳学校管理法書と生徒管理

1. 学校管理と子どもの位置

明治初年の代表的な学校管理法書である箕作麟祥訳『学校通論』はアメリカのウィッカーシャム (Wickersham, J. P.) の *School Economy* (1864) を全訳したものである¹⁸。明治7年に翻訳されて以降、文部省が師範学校において採用すべき図書の中に加えるなど重要視された書物である¹⁹。同書の第6巻第4章のタイトルは「学校ノ政務 (the government of the school)」だが、この「学校ノ政務」は「神政」「国政」「家政」とのアナロジーとして説明される。すなわち、「政 (government) トハ君ノ其臣ヲ統制 (control) スル法律規則ノ総称」であり、「神政 (Divine government) ノ主眼ハ臣 (His subjects) ヲシテ其君 (Sovereign) ヲ敬愛 (love and reverence) セシメント為ス」ことにあり、「国政 (state government) ノ主眼ハ公ケノ安寧 (public order) ヲ保持スル」ことにある。そして、「学校政 (school-government) ハ家政 (family government) ヲ学校ニ移セシ者タレバ其主眼モ亦之レニ同ジク教師ハ父母ニ代ワリ以テソノ政ヲ行フ」というわけである²⁰。教師は父母に代わって

「学校の政務」を行う。では、「学校の政務」に移されたという「家政」とはどのようなものだとされているのだろうか。引用しよう。

「家政 (parental government) ノ主眼ハ人ノ愛情ニ籍リ以テ一家ヲ寧カラシムル (to secure order in the family) ニ在レハ慈父慈母 (a good parent) ハ独リ子弟ノ其命ニ順聴 (obedience) セシムルヲ欲スル者タリ是レ家政ハ神政ノ主眼ト国政ノ主眼ノ二者ヲ合スル所以ニシテ家政ニ於テハ子弟ヲシテ善人 (good men) タラシメ兼テ又良民 (good citizens) タラシムルヲ其要トス」²¹

ここでは、「家政」の主眼は「神政」の主眼と「国政」の主眼を合わせたものだという説明が注目される。その論理にしたがうならば、「神政」の主眼である「君 (Sovereign=君主)」への「敬愛 (love and reverence)」と「国政」の主眼である「公ケノ安寧 (public order=公的な秩序)」を保持することを合わせたものが「家政」の主眼ということになる。そこで良き父母は子どもに「順聴 (obedience=従順)」であることを望み、「善人 (good men)」と「良民 (good citizens=良き市民)」に育てることが「家政」の要だというわけである。

今回検討した翻訳学校管理法書の中で、ウィッカーシャム『学校通論』は学校管理の必要性に関する上記のような原理的説明を加えている点において最も詳しいものであった。

2. 「政務」「教養」としての“discipline”

箕作麟祥による“discipline”の翻訳ヴァリエーションには「政務」と「教養」があった。「政務」という訳語はウィッカーシャムが「学校の政務」を論じる際の“government”と重なってしまうのだが、「政務」と翻訳されたのは次のような箇所である。

「凡ソ教師タル者ノ生徒又ハ己レノ権利義務ヲ解シ得ザルガ如キハ学校ノ法律ヲ設ケ学校ノ政務 (school-discipline) を行ふ」²²

ウィッカーシャムの学校管理法書が「学校ノ法律」を重視する点は、前出の「政 (government) トハ君ノ其臣ヲ統制 (control) スル法律規則ノ総称」という同書の議論と符合しており、箕作はこの点も考慮したうえで“government”と“discipline”の両方に「政

務」という訳語をあてたものと考えられる。法律規則の実施という点において“government”と“discipline”は重なり合い、ともに「政務」という訳語があてられているわけである。

もつとも、同書における“discipline”概念は法律規則の実施ということに留まてはいない。箕作麟祥は“discipline”を「教養」とも訳している。それは第4巻第3章の次のような箇所である。

「諸般教育（education）ノ大眼目ハ初メ上帝（God）ノ人類（man）ヲ造リレ時ソノ軌範ト為シタル完全ノ品性ニ吾人ヲ達セシムルニ在ルノミ

右ニ記ストコロハ固ヨリ教育ノ大主眼タレ氏更ニ其条目ヲ挙ケ之ヲ言フ時ハ左ノ四件ヲ以テ学習（study）ノ目的ト為スコシ

- 第一 智識（Knowledge）
- 第二 教養（Discipline）
- 第三 志望（Aspiration）
- 第四 実効（Efficiency）」²³

このように“discipline”は「教育ノ大主眼」そして「学習ノ目的」に位置づけられ「教養」と訳されている。しかし、このような箕作の翻訳は現代の一般的な語感とは隔たりがあり注意を要する²⁴。また、明治初期は欧米から流入した教育関連の術語（テクニカル・ターム）の訳語が揺れ動き未だ固まっていない時期でもある。箕作麟祥は明治5年に司法省翻訳局長となり当時の翻訳動向の中心的存在であったが、明治6年にチェンバースの百科全書の項目“education”を翻訳した際、当初、項目全体を『百科全書 教導説』と訳したが、5年後の明治11年になって『百科全書 教育論』と改訳・再版したことが知られている²⁵。その箕作麟祥が『百科全書 教導説』出版の1年後の明治7年に翻訳・出版した『学校通論』において“discipline”を「教養」と訳していたことは注目すべき事実である。

ウィッカーシャムは“discipline”の内容を次のように、人間の「身体」「智心」「情欲」「意思」に関わるものとして説明している。おそらく箕作麟祥は以下のようなウィッカーシャムの議論展開を考慮して“discipline”を「教養」と訳したものと思われる。原語を付すかたちで引用しよう。

「教養ヲ為ス（discipline）ハ学習（study）ノ目

的タルヲ論ス〇幼年（infancy）ノ際ニ於テハ人ノ身体（human body）軟弱ナルカ故ニ之ヲ剛壯強固ナラシメサル可カラス人ノ智心（human intellect）微弱ナルカ故ニ之ヲ啓発シ壯剛ナラシメサル可カラス人ノ情欲（human passions）粗猛暴烈ナルカ故ニ之ヲ制導サセル可カラス人ノ意思（human will）常ニ変易シテ偏癖ナルカ故ニ之ヲシテ順聴（docility）ニ慣レ其力ヲ齊治スルニ習ハシメサル可カラス而ソ凡ソ此等ノ諸事ハ要スルニ皆教養（discipline）ニ因ル者タレハ教養ノ道ヲ達スルハ学習ノ至高ナル目的ノ一タリ」²⁶（傍点は引用者）

このようにウィッカーシャム著（箕作麟祥訳）『学校通論』における“discipline”＝「教養」の意味内容は、幼年期の人間に欠けている事柄全般に幅広く焦点をあて、いわばその弱点を補強することを基本としている。原書の該当箇所“*This invigorating and toughening of the body, developing and strengthening the intellect, restraining and guiding the passions, training and educating the will, is discipline.*”²⁷を参照して要約するならば、1.「身体」の活性化・強化、2.「知性」の増強、3.「情欲」の抑制・指導、「意思」の訓練・教育、という4つが“discipline”＝「教養」の内実だと要約することができるだろう。このような「教養」観は、幕末・明治・大正期に多く用いられた「おしえそだてること」²⁸という意味と重なりながらも、「完全ノ品性」を想定した場合に幼年期には欠けていると捉えられる上記のような4つの方面を強調している点において独特な意味を付与されていると考えられる。

3. “discipline”＝「教養」の別バージョン

ウィッカーシャムの“discipline”＝「教養」論に類似する事例が別の翻訳学校管理法書にもみられるので、ここで比較検討しておきたい。アメリカのA. M. ケログ（ニューヨーク州立オルバニー師範学校）による学校管理法書を小宮山弘道²⁹が明治21年（1888年）に出版した『奎氏学校管理法』の第7章のタイトルは「躰方即訓練」であり、これは原書の“discipline or training”を翻訳したものであるが、この第7章の本文に次のような箇所がある。

「罵言ト教養（Scolding and disciplining）トハ全く相異ナル二物ナリ」³⁰

このように小宮山は章タイトル名詞“discipline”に「躰方」という訳語をあてる一方で、本文中に出てくる動名詞“disciplining”を「教養」と訳している。ケログの場合、“discipline”は子どもの精神的・道徳的な欠点の除去という側面が強調されている。

「躰方 (discipline) に於ては唯に事の施為 (material ones) につきて欠点を匡正するのみならず心性上並に徳義上の欠点 (mental and moral defects) をも矯正する (remove) を要す」

このように小宮山は本文中の名詞“discipline”に「躰方」という訳語をあてており、動名詞“disciplining”を「教養」として訳し分けている。そして、“material”が“mental and moral”との対比的な用いられ方がされており、“material”とは小宮山が「事の施為」と訳したように行為・行動を中心とした子どもの身体的・外形的な事柄を指した言葉と解される。また、ケログは「良キ秩序 (order)」を重視し、それを説明する際の事例として「一隊ノ兵卒ヲ見ヨ同一ニ其歩ヲ進メ同一ニ其銃ヲ拳ゲ頗ル愉快ノ色アリ」³¹と述べ、軍隊モデルとの対比で学校の“discipline”を説明している。軍隊における兵士の一斉行動がケログの念頭に置かれていた。そこからさらに「心性上並に徳義上の欠点」(mental and moral defects)を矯正する方向に踏み込むニュアンスをケログは“discipline”という術語に込めている。ウィッカーシャムの“discipline”＝「教養」論との対比では、ケログの“disciplining”＝「教養」論には、「知性」の増強という側面が微弱である。

4. “discipline”と「秩序」

明治前期の翻訳学校管理法書の全般的傾向として、学校における「秩序 (order)」が重要視されていたことを指摘することができる。「国政ノ主眼ハ公ケノ安寧 (public order) ヲ保持スル」というテーゼから「学校の政務」を説明しようとした前出ウィッカーシャム『学校通論』もその一例であるが、他にも明治9年(1876年)にファン・カステルがアメリカのD. P. ページの*Theory and Practice of Teaching*を『彼日氏教授論』として翻訳・出版した著作の第9章は「学校ヲ管理スル法 (school government) ヲ論ス」というタイトルであり、「凡ソ学校内ニ於キテ秩序 (order) ノ緊要ナルコトハ固ヨリ論ヲ待タザル所

ナレバ」³²と述べられている。

前出ケログの『奎氏学校管理法』において学校の「秩序」の重要性が述べられる際、「秩序」の実現が“discipline”と直接的に結びつけて論じられている点も注目に値する。ケログは次のように述べている。

「躰方即訓練トハ生徒ヲシテ善良ノ秩序 (good order) ニ従ヒタル行為ノ慣習ヲ得セシムル (habituate) 一ノ方便ヲ謂フナリ」³³

このようにケログは「善良ノ秩序」に従った行為を生徒の習慣 (habit) とする方法として“discipline”を捉えている。また、次のように、助教に命じて「善良ノ秩序」を実現する方法を紹介している。

「生徒帽ヲ戴キタル儘ニテ校堂ニ入り教室ヲ走り回ハルコトアリヨセヨ教師ハ之ヲ見テ怒ラズ罵ラズ直ニ助教ニ令シスノ生徒ヲ指揮シテ一列ニ駢バシメ而ル後ニ進行ヲ始メ帽ヲ脱シ之ヲ手ニシテ来ラシム」³⁴

このように教師は「怒ラズ罵ラズ」、助教に命じることによって、生徒自ら帽子を脱ぐという行動をさせる。ケログの場合、生徒を一列に並ばせて行進をさせるという軍隊の隊列行動のイメージがここでも顔を出しているのである。

そして、ケログは、「善良ノ秩序」に従わない「^{すこぶ}頗ル困難 (trouble) ヲ与フル者」として次のような生徒を例示している。「時間ヲ守ラザルモノ (unpunctual)」「粗暴ナルモノ (rude)」「傲慢ナルモノ (overbearing)」「無礼ナル者 (insolent)」「争鬭ヲ好ムモノ (quarrelsome)」「執拗ナルモノ (peevish)」「怠惰ナルモノ (lazy)」「欺偽多キ者 (deceitful)」「従順ナラザル者 (disobedient)」「狂妄ナル者 (repulsive)」「憎悪スベキ者 (illtempered)」。最後の“illtempered”は現代では「邪悪な者」というほどの意味であろう。

「秩序」という論点と関わってやや独特だと考えられるのは、東京高等師範学校長・高峰秀夫が明治16年(1883年)にアメリカのJ. ジョホノットの*Principles and Practices of Teaching*を翻訳・出版した『教育新論』である。その第3巻第13章のタイトルは「徳育 (moral culture)」であり、その第13章(4)が「学校管理 (school government)」とされている。同書では「凡ソ学校ニ於テ善良ノ秩序 (good order)

及ビ行状ヲ得ンガ為ニ用フル所ノ効力ハ、全ク道徳上ノ教訓及練習 (moral instruction and training) ノ方便トシテ之ヲ考察セザル可ラズ」³⁵と述べられ、学校管理による「秩序」の実現が「徳育」に貢献するという側面が強調されている。もっとも、同書では“school government”こそが「徳育」に貢献するとされており、“discipline”と「徳育」が直接結び付けて論じられたわけではない。

“discipline”と「徳育」を直接に結び付けて議論を展開したのがイギリスの J. カリー (スコットランド師範学校長) である。カリーの *The principles and practice of early and infant school education* を和久正辰³⁶が明治 18～19 年 (1885～1886 年) に翻訳・出版した『加氏初等教育論』である。同書の第 3 編が「教授法及ヒ学校管理法ニ応用セル評術ノ初歩」、第 4 編が「学校ノ造営及ヒ編成」というタイトルのもとに論じられ内容的に学校管理法に関連するものになっている。そして、第 3 編第 5 章のタイトルが「訓化ノ実習 (practical discipline)」であり、次のように述べられている。

デスシプリン
「訓化なる成語は之を正解すれば生徒を教育 (education) するに当て体智徳の三育に洽及する所の威勢なり」³⁷

このように“discipline”は「知育」「体育」とともに「徳育」と関係が深いとされている。また、次のようにも述べられている。

「訓化なるものは独り徳育 (moral education) の大半に関係あるのみならず智力の進歩 (intellectual progress) に重大の関係を有するものなり」³⁸

つまり、“discipline”は「徳育」の大半に関係があり、さらに「智力の進歩」にも関係があるというのがカリーの立場である。

5. 「取締」か「躰方」か

ウィッカーシャムの『学校通論』では「政 (government) トハ君ノ其臣ヲ統制 (control) スル法律規則ノ総称」という総論から学校管理を説明する論理がとられていたが、“discipline”は法律規則の実施にとどまらず、「身体」「知性」「情欲」「意思」の四方面にわたる「教養」論が展開されていた。

これとは性質を異にして、“discipline”＝「取締」と解して翻訳しているのは、明治 18～22 年 (1885 年～1889 年) に外山正一³⁹・清野勉⁴⁰がイギリスの J. ランドン (サルトリイ師範学校講師) の *School management* を翻訳・出版した『学校管理法』である。同書では次のように述べられている。

「取締。(Discipline) ——若し夫れ吾人は学校の組織を完備するときは授業の目的を達するの手段は大分運びたるゝとなるが其仕事をして無駄手間なく将来の手柄期して待たるゝが如くにせんと欲せば尚他に大に計画せざるべからず。是に於て乎取締 (Discipline) の項目出で来りて学校に紀律 (law) を附し之を差配するの手續を与へ其仕事に服する方法を授け直接に物事を教ゆる (instruction) の区域外に於て子供の徳義上修練 (moral training) に欠くべからざる有力の方略を示すなり。」⁴¹

つまり、外山・清野は“discipline”を「取締」と翻訳したうえで、それが学校に“law” (原語イタリック)＝「紀律」をもたらし、「教授 (instruction)」という区域の外において「徳育 (moral training)」の方略となるとしている。“discipline”を「徳育」につなげて論じている点においてランダンの立場は前出のカリーに近い。

一方で、外山・清野は“discipline”を「躰方」とも訳しており注意が必要である。それは次のような箇所である。

「……今、躰方 (discipline) なる語面を狭隘の意味にて用ゆるときは、学校規則 (law of the school) と該規則の実施 (administration) とを包括するものにして、取りも直さず、取締の義なり、而して今や余輩が取分け考案に附せんとするものは、此の意味における躰方の義に関するなり。」⁴²

つまり、狭義の“discipline”は法律規則の実施としての「取締」に相当すると、ここではされている。原文を参照すると和訳の最後にある「取締の義なり」は翻訳者の外山・清野による意識であることが分かる⁴³。

もう少し立ち入って検討しておこう。上記の引用箇所は Part III “Discipline and moral training” の

chapter III “The government of children — school tactics”の本文中に出てくる文章である。これを外山・清野は訳して「第3部。躰方及び徳育」「第3章。子供の取締法」と翻訳している。このタイトルにおいて「取締」に対応しているのは“government”である。ただ、この章の本文中にある“discipline”には「躰方」という訳語があてられている。上記の引用箇所「躰方 (discipline) なる語面を狹隘の意味にて用ゆるときは、……取締の義なり」とあるように、“discipline”は広義には「躰方」、狭義には“government”と重なり合う「取締」と訳し分けられている。

そして、狭義の“discipline”としての「取締」に注目するランドンのような論者は、次のように子どもの行動の制御という生徒管理的な側面に焦点をあてる傾向があることも指摘しておきたい。それはランドンの『学校管理法』第1部巻之下第6章「教師の学校事業」にある「取締 (discipline) の事」という節である。

「……取締の項目は重もに子供の行状に関するものにして之を制御し以て其仕事を整理して紊乱 (disorder) するが如きをなからしめ……」
44

このようにランドンは子どもの行動の制御に焦点をあて、「無秩序 (disorder)」を防止する必要性を説いている。このように生徒管理的な側面を強調するランドンの議論は「困難 (trouble)」を与える生徒の例を列挙するケログに通じるものがある。

6. 「罰」と「矯正」としての“discipline”

英英辞典である *Oxford English Dictionary* (CD-ROM 版, 2009) の“discipline”の項目では「博士 (doctor) あるいは教師 (teacher) の属性である doctrine」と対比して「弟子 (disciple) あるいは生徒 (scholar) に関連する discipline」⁴⁵ という語源的説明がある。この点からすると“discipline”は「生徒らしさ」という子ども観に関わっている。明治初期の翻訳学校管理法書における子ども観を検討するうえで注目されるのは、刑罰における大人と子どもとの違いから学校罰の意味を論じたボールドウィンの学校管理法書である。明治20年(1887年)に山川県⁴⁶がアメリカのJ. ボールドウィン(ミズーリ州立師範学校長)の *The art of school management* を翻訳・出版した『勃氏

学校管理法』の第6章のタイトルは「校罰 (school punishment) に関する原理」であるが、ボールドウィンは“discipline”と関わって次のように述べている。

「規律 (discipline) トハ義務ニ於ケル教訓及ビ追索是ナリ……吾人ハ之ヲ以テ義務 (duty) ノ命脈ト其關係ニオケルノ懲戒 (punishment) ノ威義ニ用ユ」⁴⁷

ここでは“school punishment”が「校罰」と訳されていることを考慮して“punishment”を「懲戒」ではなく「罰」と訳し直しておこう。“discipline”が義務との関係における「罰」であるとするボールドウィンの主張が注目される。ボールドウィンは次のようにも論じている。

「俊改 (Reformatory) ……我米国ニ於テハ、刑罰即チ懲戒ハ復仇 (retributive) ノ主意ニ出ル者ニシテ決シテ悔改 (corrective) ノ趣意ヨリスルニアラズ、故ニ被告ヲ処置スルニ成丁 (adults) タルノ資格ヲ以テスルナリ……学校ニ於テハ則チ、之ヲ児童トシテ処置スル者ニシテ、校罰 (school punishment) ハ報仇 (retributive) ノ主意ナランヨリハ寧ロ悔改的 (corrective) ナラザル可カラズ」⁴⁸

つまり、アメリカにおいては、成人の場合ならば「報復的 (retributive)」な主旨で刑罰が行われ、「悔改的 (corrective)」な主旨で行われているわけではない。これに対して学校における罰は子どもを対象とする点を考慮して、“adults”つまり大人に対する刑罰とは反対に「悔改的」な主旨で行われる必要があり、これが“reformatory”の内実だとされている。山川は“reformatory”を「俊改」と訳しているが、この“reformatory”は16世紀にオランダやイギリスに萌芽的に建設された浮浪者収容を主な目的とする懲治場 (house of correction) を起源とし、18世紀末イギリスでジョン・ハワード(1726-1790)らによって推し進められた監獄改良運動を基盤とする欧米の感化教育に関連する用語である。それは、「応報」・「威嚇」から「矯正」へという刑罰の意味づけの変化の過程で形成され、犯罪者の人間自然 (human nature) を社会的に無害・有益なものに造り替え (reform) ようとする「矯正」思想をその内実としている⁴⁹。山川が“reformatory” “corrective”にあてた「俊改」や「悔

改的」という訳語は、ややぎこちなく不自然な印象を免れない。そのため本稿では欧米の少年刑事システムと連動した感化教育史に関する先行研究を参照しつつ“reformatory”を「矯正」、「corrective」を「懲治的」と訳すこととしたい。また、ボールドウインの学校管理法書に関しては、これまで指摘されてきたような軍隊式集団管理方式だけでなく⁵⁰、感化教育の影響をも視野に収めつつ検討していく必要があるだろう。『勃氏学校管理法』における感化教育の影響が窺える箇所をもう一つ引用しよう。

「教育ノ方便ニ適ス（Educational）——校罰ハ教育ノ一方便（an educational means）タラシムベキ者ニシテ、全ク改悔的（corrective）ナルヲ要ス」⁵¹

ボールドウインはこう述べた直後に「若者（the youth）が自らの誤った行動の意味を知り、その行為に対する積極的な代替案に向かうことである」（筆者訳）⁵²と説明を加えている。つまり、『勃氏学校管理法』においては、欧米の感化教育の影響のもとに学校罰が“corrective”＝「懲治的」、かつ“educational”＝「教育的」なものである必要性が論じられていたのである⁵³。

Ⅲ. むすび

ここまで検討してきたように明治初期の翻訳学校管理法書には、訓育概念の形成に基盤を提供する要素が大いに含まれていた。ウィッカーシャム、ページ、ジョホノットら多くの論者によって「秩序」が重要視されていたが、とりわけケログの学校管理法書では「良き秩序」に向けて生徒を習慣づけることが“discipline”の重要な側面であるとされた。そして、“discipline”は狭義には法律規則の実施とし

ての「取締」の意味で論じられた（ランドン）。これらは生徒指導の管理的側面につながる要素である。もともと、明治初期の代表的な翻訳学校管理法書であるウィッカーシャムの『学校通論』では“discipline”は「取締」よりも幅広く解釈され、「教養」という訳語として紹介された。「身体」の活性化・強化、「知性」の増強、「情欲」の抑制・指導、「意思」の訓練・教育の四方面が、幼年期の人間に欠けている事柄の補強として論じられていた。また、“discipline”を広義に解したという意味でウィッカーシャムに近い立場をとったのはカーリーであり、彼は「知育」「德育」「体育」への“discipline”の影響を論じた。

また、“discipline”を“punishment”つまり「罰」（山川省の訳語では「懲戒」と同義だとしたボールドウインの議論は一見すると「取締」を強調したランドンに近い立場のように思われるが、ボールドウインの議論の特徴は、学校罰を論じる際に刑罰制度の改革における大人と子どもの区別、非行傾向のある青少年を対象とする“reformatory”の成立という感化教育の影響を強く受けつつ、学校罰が“corrective”＝「懲治的」で“educational”＝「教育的」なものであることを主張した点にある。こうしたボールドウインの学校罰をめぐる議論は、ランドンの学校管理法書における「取締」という意味には単純に解消されない要素が含まれていた。

本稿で検討した明治初期の翻訳学校管理法書からは生徒管理に関連して「秩序」・「取締」・「教養」・「知育」「德育」「体育」・「罰」・「矯正」といったキーワードを抽出することができたが⁵⁴、これらの諸要素が後にどのように結合・分解・変形されつつ訓育概念として形成されていくことになるのか。明治後期を視野に入れ、かつ、西洋との対比を含めて検討を進めていきたい。

注

ゼロトレランス

¹ 特集1「学校スタンダードと無寛容」『教育』教育科学研究会、No. 872、2018年9月1-51頁、荻上チキ・内田良編著『ブラック校則』東洋館出版社、2018年、など。

² 坂本秀夫『校則の研究』三一書房、1986年、城丸章夫『管理主義教育』新日本出版社、1987年。なお、1980年代だけでなく近年も繰り返し社会問題化している体罰問題をめぐって生徒指導の〈指導〉概念を再検討した以下の文献をも参照。拙稿「教師・生徒関係と〈指導〉概念——体罰問題とかかわって——」『地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）』第11巻第1号、2014年45-57頁。なお、民間教育運動で多く使われる生活指導という用語は

行政的な用語としての生徒指導と重なる部分も大きい。

³ 藤田昌士「明治20年代における訓育（訓練）概念の形成」細谷俊夫編『学校教育学の基本問題』評論社、1981年239-253頁、参照。藤田は「学校管理法、そのなかでいわれる『教化』あるいは『躰方』（児童管理・生徒管理）こそ、後に教授と対比していわれる訓育（訓練）の前身をなすものにほかならない」と指摘している（243頁）。

⁴ 山本敏子「明治期の学校管理法と『しつけ』の変遷（下）」『駒澤大学教育学研究論集』第31号、2015年3月39-81頁、参照。同論文43頁の一覧表では、明治初年

から20年代の主要な学校管理法書における“discipline”の訳語としては「教化」「躰方」「馴化」「取締」「訓練」の5つがあてられていたことが指摘されている。ただし、和久正辰『加氏初等教育論』440頁を参照すると「馴化」ではなく「訓化」という漢字が使用されている。

⁵ 主な先行研究には以下のものがある。宮田丈夫「管理論としての“discipline”と方法論としての“Zucht”の交代」『教育学研究』(日本教育学会)第28巻第4号、1961年257-267頁、宮坂哲文『生活指導の基礎理論』誠信書房、1962年、竹内常一「現代訓育としての生活指導」『教育学研究』(日本教育学会)第47巻第2号、1980年99-108頁、遠藤芳信「現代訓育関係文献目録」『教育学研究』(日本教育学会)第47巻第2号、1980年135-149頁、藤田昌士「明治20年代における訓育(訓練)概念の形成」細谷俊夫編『学校教育学の基本問題』評論社、1981年239-253頁、松野修「明治前期における児童管理の変遷」『教育学研究』(日本教育学会)第53巻第4号、1986年355-364頁、藤井真理「日本近代学校教育秩序成立期における徳育方法としての『学校管理』論」『日本教育史研究』(日本教育史研究会)第12号、1993年1-26頁、山本敏子「明治期の学校管理法と『しつけ』の変遷(上)(下)」『駒澤大学教育学研究論集』第30号、2014年53-79頁、第31号、2015年3月39-81頁、参照。管見の限り“discipline”に「教養」という訳語があてられた事実に着目した先行研究はない。

⁶ 『教育学研究』(日本教育学会)第47巻第2号、1980年73-149頁。

⁷ 竹内常一「現代訓育としての生活指導」『教育学研究』(同上)99頁

⁸ 『教育学研究』(同上)第47巻第2号、1980年172頁。竹内のほか同特集では松川成夫の英文アブストラクトも訓育の訳語として“discipline”をあて、遠藤芳信は“education”、浅野誠は“education (Erziehung)”としている。“discipline”と“education (Erziehung)”の用語上の相互関係も今後の課題となろう。なお、寺崎弘昭は前掲、藤井真理「日本近代学校教育秩序成立期における徳育方法としての『学校管理』論」に寄せた「論評」において「discipline概念が教育学ないし教育学的言説システムの中でどのようなものとして設定されてきたかについての詳細な解明が教育史研究に期せられている」と述べている。『日本教育史研究』(日本教育史研究会)第12号、1993年29頁。

⁹ M. フーコー『監獄の誕生』田村叔訳、新潮社、1977年

¹⁰ M. フーコー『監獄の誕生』田村叔訳、新潮社、1977年181-187頁

¹¹ M. フーコー『精神医学の権力』ミシェル・フーコー講義集成IV、槇康之訳、79-80頁

¹² 最初期には独居型の修道生活が営まれた点にも留意する必要がある。杉崎泰一郎『修道院の歴史—聖アントニウスからイエズス会まで—』創元社、2015年25頁、参照。

¹³ Ph. アリエス『子供』の誕生』杉山光信・杉山恵美子訳、みすず書房、1980年227-253頁。

¹⁴ 同上書239頁(Ariès, Ph., *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime*, Plon, 1960, pp.279-280)

¹⁵ 同上書240頁。

¹⁶ 時期区分の面では前掲、宮田丈夫「管理論としての“discipline”と方法論としての“Zucht”の交代」(257頁)で論じられて入る欧米管理思想の受容史の時期区分、つまり「欧米思想の直訳時代」(明治初年)、「欧米思想の模倣時代」(明治10年代)、「わが国の現状に立脚し

てその系統化を試みようとした時代」(明治20年代)、「わが国の教育法規によって系統化を試みようとした時代」(明治30年代)を参考にしつつ、やや修正して明治初年から20年代初頭の明治前期を欧米の学校管理法書の直訳と模倣の傾向が濃厚であった時代と捉え、明治7年から22年にかけて翻訳された学校管理法書を検討対象とする。

¹⁷ 本稿で検討対象とした翻訳学校管理法書は、教授法書の一部として学校管理法を論じた文献を含め以下の7冊である。

① 箕作麟祥(訳述)『学校通論』文部省、明治7年、Wickersham, J. P., *School Economy*, Philadelphia: Lippincott, 1864

② ファン・カステール訳『彼日氏教授論』(第9章)文部省、明治9年、Page, D. P., *Theory and practice of teaching: or, the motives and methods of good school-keeping*, New York and Chicago: A. S. Barnes and Company, 1869

③ 高峰秀夫訳『教育新論』(巻之3第13章4)茗溪会、明治19年、Johonnot, J., *Principles and practices of teaching*, New York: Appleton, 1878

④ 和久正辰(訳述)『加氏初等教育論』(第3編、第4編)牧野書房、明治19年、Currie, J., *The principles and practice of common school-education*, Edinburgh: James Gordon, 1861

⑤ 外山正一・清野勉(訳補)『学校管理法』丸善商社書店、明治18~22年、Landon, J., *School management*, Willard Small, 1884

⑥ 山川省(訳述)『勃氏学校管理法』興文堂、明治20年、Baldwin, J., *The art of school management*, Tronto: Warwick and Sons, 1886 (?)

⑦ 小宮山弘道(訳述)『奎氏学校管理法』牧野書房、明治21年、Kellogg, A. M., *School management*, New York: E. L. Kellogg and Co., 1887(第6版)

この他、西村貞(訳述)『小学教育新篇』(第2部)明治14年、金港堂、Gill, J., *Introductory text-book to school education*, London: Longmans, Green, and Co., 1877 および土屋政朝(訳述)『管理法』辻謙之介、明治16年、Ambroise Rendu, Fils, M., *Cours de pédagogie*, Paris: Garnier frères, 1875については参考とするに留めた。

学校管理法書の選択に際しては、本山政雄「明治年間における学校管理法」『名古屋大学教育学部紀要』第1号、1955年160-164頁、宮田丈夫(前掲)「管理論としての“discipline”と方法論としての“Zucht”の交代」、山本敏子(前掲)「明治期の学校管理法と『しつけ』の変遷(下)」を参照した。なお、本稿では訳者が翻訳に際して底本としたものと出版年や版号まで同一の原書を参照することに努めたが、底本の出版年や版号に関する情報が明記されていない場合もあり、その場合は訳文などから出版年・版号を推測し、入手可能で範囲でそれを参照した。

¹⁸ Wickersham, J. P., *School Economy*, J. B., Lippincott & Co., 1864はペンシルバニア州ランカスター郡ミラーズビルで開催された教員講習会のテキストであったとされている。ウィッカーシャムはミラーズビル師範学校の校長であった。関沢・新川・馬渡『『学校通論』(原著 *School Economy*)が明治初期の『学校建築法』に与えた影響に関する考察』『日本建築学界計画系論文集』第527号、2000年137-142頁。

¹⁹ 宮田丈夫(前掲)「管理論としての“discipline”と方法論としての“Zucht”の交代」257頁。

²⁰ 前掲『学校通論』第6巻16-17頁(Wickersham, *School Economy*, pp. 229-230)

²¹ 同上(*School Economy*, p. 230)

²² 同上17頁(*Ibid.*)

²³ 同上書第4巻2-3頁 (*School Economy*, pp. 120-121)

²⁴ 現代の一般的な英和辞典では“discipline”項目に「教養」という訳語は出てこない(『ランダムハウス英和大辞典』第2版、小学館、1994年、『新英和大辞典』第6版、研究社、2011年、『ジーニアス英和大辞典』大修館書店、2011年、など)。また、和英辞典においても日本語の「教養」に対応する英語は基本的には“culture”“cultivation”、そして“education”だとされ、“discipline”と対応するものとはされていない(『新和英大辞典』第5版、研究社、2008年、『ジーニアス和英辞典』第3版、大修館書店、2012年、『オーレックス和英辞典』旺文社、2008年、など)。

²⁵ 藤原敬子「我が国における『教育』という語に関しての一考察」『哲学』(三田哲学会)第73集、1981年205-226頁。

²⁶ 同上4頁 (*Ibid.*, p. 121)

²⁷ *School Economy*, p. 121

²⁸ 前掲、藤原「我が国における『教育』という語に関しての一考察」226頁では、中国の古典『小学』に「教養」の語が用いられていること、日本では13世紀頃から仏事の意味で用いられてきたこと、江戸時代掛川藩の藩校の名称に「教養館」が用いられたことなどが言及され、幕末頃から「おしえそだてること」の意味で用いられ、『大日本国語辞典』(1919年)では「教養」が「をしへそだつこと、教育」となっていることが紹介されている。箕作が“discipline”に「教養」という訳語をあてた理由のひとつは、彼が生きた時代の「教養」の使用法を素直に採用したことが考えられる。もうひとつは、“discipline”の古い使用法として古代ギリシアの教養理想である「パイデア (*παιδεία*)」のラテン語翻訳に“disciplina”が用いられてきたという“discipline”の系譜を箕作が考慮した可能性も考えられる。寺崎弘昭「〈教育〉の生成とその構造」山崎準二編著『教育原論』学文社、2018年7-26頁、白水浩信「教育言説揺籃期のéducationなき教育論——ジャック・アミヨとブルタルコス『子どもの教育について』——」『思想』第1126号、岩波書店、2018年31-47頁、特に41-42頁、参照。

²⁹ 小宮山弘道は『奎氏学校管理法』(明治21年)を翻訳・出版した後、1893年(明治26年)に佐賀県尋常師範学校長になっている。『官報』1893年7月4日5頁。

³⁰ 前掲『奎氏学校管理法』133頁 (Kellogg, *School management*, p. 59)

³¹ 同上128-129頁 (Kellogg, *School management*, p. 57)

³² 前掲『彼日氏教授論』219頁 (Page, *Theory and practice of teaching*, p. 148)

³³ 前掲『奎氏学校管理法』127頁 (Kellogg, *School management*, p. 57)

³⁴ 同上129頁 (Kellogg, *School management*, p. 57)

³⁵ 前掲『教育新論』569頁 (Johonnot, *Principles and practices of teaching*, p. 268)

³⁶ 和久正辰は『教育学講義』(牧野書房、1886年)などの著作があり1899年(明治32年)には奈良県尋常中学校長であった。『官報』1899年4月21日2頁。

³⁷ 前掲『加氏初等教育論』440頁 (Currie, *The principles*

and practice of common school-education, p. 161)

³⁸ 同上 (*Ibid.*)

³⁹ 外山正一は1887年(明治20年)には文科大学教授になっている。『官報』1887年3月26日4頁

⁴⁰ 清野勉は1897年(明治30年)には鳥取県尋常中学校長になっている。『官報』1897年2月3日2頁

⁴¹ 前掲『学校管理法』第1部巻之下446-447頁 (Landon, *School management*, pp. 111-112)

⁴² 前掲『学校管理法』第3部巻之上160頁 (Landon, *School management*, p. 310)

⁴³ *Ibid.*, “In a restricted sense it includes the law of the school and its administration”が「今、狭方なる語面を狭隘の意味にて用ゆるときは、学校規則と該規則の実施とを包括するものにして」と訳された後、唐突に「取りも直さず、取締の義なり」という文言が挿入されるが、それに相当する英文は原書にはなく、“and it is this side which we have now more particularly to consider”と続き、この部分が和訳では「而して今や余輩が取分け考案に附せんとするものは、此の意味における狭方の義に関するなり」とされている。

⁴⁴ 同上書第1部巻之下447頁 (*Ibid.*, p. 112)

⁴⁵ “discipline” *Oxford English Dictionary* (CD-ROM版, 2009)

⁴⁶ 山川県は1897年(明治30年)には岐阜県本巣郡長になっている。『官報』1897年8月13日157頁

⁴⁷ 前掲『勃氏学校管理法』205頁 (Baldwin, *The art of school management*, p. 108)

⁴⁸ 同上 (*Ibid.*, p. 109)

⁴⁹ 寺崎弘昭「19世紀イギリスにおける少年分離監獄の成立——「矯正」思想とその子ども観——」『教育学研究』(日本教育学会)第48巻第3号、1981年215-224頁。

⁵⁰ 杉村美佳「明治初期における『教場指令法』の成立——J. ボールドウィンの *School Tactics* の受容を中心に——」『日本の教育史学』第44巻、2001年6-22頁、参照。

⁵¹ 前掲『勃氏学校管理法』210頁 (Baldwin, *The art of school management*, p. 110)

⁵² 『勃氏学校管理法』210頁 (Baldwin, *The art of school management*, pp. 110-111)

⁵³ 留岡幸助は次のように“Reformatory”＝「感化監獄」における「教育主義」を指摘している。「現今第四の監獄〔感化監獄——引用者注〕は米国に在りて、最も世の賞賛を博し、同国にでは旭日冲天の勢あり。蓋し感化監獄は世界最良最進の監獄制度にして、恐るべく規律を嚴重にし、これと同時に教育主義を實行せり」(『獄制沿革史』12頁)

⁵⁴ 明治期の学校管理法書は西洋の学校衛生論を日本に伝えてきた媒体という側面もあるが、「衛生」というキーワードと訓育概念に関する詳しい検討は別稿を期したい。

※本稿は科学研究費助成事業(課題番号17K04552)による研究成果の一部である。

